

# 令和7年度(2025年度)

## (いじめ防止対策推進法にかかる) 学校いじめ防止基本方針

別府市立東山小学校 生活指導部

別府市立東山中学校 生徒指導部

令和7年 4月10日

(初稿 平成26年1月10日)

### 1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

#### <いじめの定義>

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)より以下の通り定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものです。

#### <東山小中学校教職員の基本認識>

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」というスタンスのもとで、同一歩調で学校運営・学級経営にあたる。

#### <いじめ防止のための基本姿勢>

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童・生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- いじめの早期解決のために当該児童・生徒の安全を保証するとともに学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

### 2. いじめの未然防止のための取り組み

未然防止の基本となるのは、児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

#### ○ いじめについての共通理解

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・ 児童・生徒に対しても、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

○ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を養い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育てる。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童・生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

○ わかる授業・参加できる授業の取り組み

わかる授業・参加できる授業を展開することで劣等感を減らし、集団作りをうまく進めることができる。教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童・生徒に対して基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己達成感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

全ての児童・生徒が、「認められている」「満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることのでき、児童・生徒の自己有用感が高められるよう努める。

○ 家庭との協力

児童・生徒の生活の基本は家庭である。家庭で児童・生徒が自分の居場所を持ち、きちんとした生活が送れるよう、家庭でもしつけをお願いする。家庭が落ち着いていなければ、学校で落ち着いて授業を受けることは到底できず、基礎的な学力も身につけることはできない。

○ 年間指導計画

月	指導計画	人権教育・道徳	関連行事
4	学校いじめ防止基本方針の共通理解 年間指導計画の作成・確認 人間関係づくりプログラムの開始	学級開き	保護者面接
5			
6	いじめアンケート①実施		
7	夏季休業の諸注意		
8			平和授業
9	運動会での協力姿勢	「協力」について	
10	いじめアンケート②実施		
11	文化祭での協力		
12	冬期休業の諸注意	人権授業(学期末授業参観)	
1			
2	いじめアンケート③実施		
3	春季休業の諸注意		

### 3. いじめ問題に取り組むための校内組織

#### (1) 「生活・生徒指導連絡会」

参加者：管理職、生徒指導主事、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、(SW)  
週1回(毎水曜日)、教職員で問題傾向を有する児童生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び対応についての話し合いを行う。

#### (2) 「いじめ防止対策委員会」

参加者：管理職、生徒指導主事、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、(SC)  
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。  
必要に応じて委員会を開催する。

#### (3) 学部会

毎朝の学部会と月2回の学部会において、児童生徒の状況や対応についての共通理解を行う。

### 4. いじめの早期発見・早期解決に向けた取り組み

#### (1) いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童・生徒にも起こりうるものである」という基本認識のもと、全ての教員が児童・生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童・生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童・生徒がいる場合には学部や生活・生徒指導連絡会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童・生徒を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童・生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談等で当該児童・生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート(いじめアンケート)」を年3回(6、10、2月)実施し、児童・生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

#### (2) いじめの早期解決のために全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童・生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童・生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童・生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童・生徒の心の傷を癒すためにスクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

#### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、市教育相談センター等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

#### (4) インターネット等を利用したいじめが発生した場合の取り組み

- ① インターネットや携帯電話でのトラブルが発生した場合、速やかに状況の把握を行う。
- ② 関係者からの聞き取りや携帯や保存されたデータ等を見て、状況の把握を行う。
- ③ 状況によっては、警察等に相談し、解決にあたる。

## 5. いじめの重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- いじめが原因で児童・生徒の「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 児童・生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な障害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - いじめにより児童・生徒が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
    - ・ 年間30日が目安。一定期間連続して欠席している場合などは迅速に調査に着手する。
- ※ 児童・生徒や細者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

### (2) いじめ事態への緊急的対応

- いじめの認知（状況把握、市教育部学校教育課への報告）
- 方針決定（いじめ防止委員会にて調査方針や方法の協議・決定）
- 調査実施（調査結果、事実関係の把握、市教育部学校教育課への報告）

#### 〔調査項目〕

- いじめの状況・・・日時、場所、人数、いじめの様態など
- いじめの動機、背景
- いじめられている児童・生徒、いじている児童・生徒の言動とその特徴
- 保護者および教職員の知っていること
- 他の問題行動との関連 等

#### 〔留意事項〕

- 一連の経過について、「いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのように」など、明確に記録をとっておく。
- 外部情報提供者への対応は、窓口を一本化して、連携をとりやすくする。
- 調査を実施するにあたっては、まず教職員自身がいじめの被害者の立場に立ち、常に児童・生徒を支える立場で接する。
- いじめの被害者は「いじめられている」ことを語らないことが多いので、あせらずに、被害者の気持ちに寄り添って話を聞く。
- いじめの加害者は「いじめた」と認識していなかったり、認めようとしなかったりする場合が多いので、威圧的にならずに、本人の不満や言い分を受容的に聞く。
- けんか両成敗的な指導をしない。
- 事実を確認する段階では、安易に善悪の判断をしない。
- 内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明らかにする。
- 事実関係が明らかになったら、児童・生徒自身にいじめの経過を状況に応じて書かせる。
- 当事者以外からの情報提供者（児童・生徒等）に迷惑が及ばないように配慮する。
- 家庭訪問または来校を願うなど、保護者と直接面談する。その際、先入観をもたずに、具体的な事実を確認する。また、養育態度などを責めたりせず、立場や心情に十分配慮する。
- 指導・支援（いじめ問題の解決への指導および児童・生徒への支援）
- 再発防止対策
- 継続指導・経過観察
- 事態終息の判断（いじめ防止委員会にて協議・判断）

### (3) 指導・援助の姿勢について（いじめ指導の基本的なスタンス）

#### ① 被害者への指導・援助の姿勢

- どのような理由があっても、徹底して、いじめられた児童・生徒の視点に立った対応をする。
- 親身になって話を聞く。
- 静かに、落ち着いて話ができる雰囲気をつくる。
- 児童・生徒に対し穏やかに接する。（相槌を打ちながら話を聞くなど、児童・生徒を安心させる。）
- 「あなたにも悪いところがある」「がんばって」などの批判や安易な励ましをしない。
- 学校や教職員の考え対処の仕方を、誠意をもって本人に伝える。
- 本人の意志を無視して、強引に解決を進めないようにする。
- 保護者やいじめていた児童・生徒に対し、どのように「働きかけたらよいか」「働きかけてほしいか」を本人と相談しながら進める。

#### ② 加害者への指導・援助の姿勢

- いじめの背景の理解に努め、個別にかかわる機会を持続的にもつ。
- 「自分はどうすべきであったか、これからどうするか」について、考えをまとめ行動できるように援助する。
- 教職員が一方的に問いつめることはせず、お互いの人間関係を大切にしながら良い点を認めてやる。
- 集団によるいじめの場合は、個別指導と並行してグループとの話し合いを継続して行う。
- 本人が「謝りたい」という気持ちが生まれてきた段階で、いじめられていた児童・生徒の気持ちを確認し、誠意ある謝罪と今後の決意を表明させる。

#### ③ 傍観者への指導・援助の姿勢

- いじめが起こったとき、当事者だけの問題にとどめず、学年あるいは学部全体の問題として考えていく。
- 学級や学年全体への指導では、教職員は感情的にならず、冷静にこの問題に取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめを止めたり、教職員に連絡したりすることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

#### ④ 保護者との連携姿勢

- 確認したいじめの事実関係を冷静かつ正確に伝える。
- 「児童・生徒のためにどうするか」という視点に立って、保護者とよく連携を図り、共に考えていくという姿勢をもつ。
- 教職員が保護者を非難したり、一方的に意見を述べたりすることのないよう、十分に配慮する。
- 家庭訪問など保護者との面談は、学級担任一人だけでなく、学部長など複数の教職員で対応することが望ましい。
- 保護者からの悩みや言い分については、十分に聞くための話し合いの時間を確保する。